



Vol.31

弁護士 岡 正俊
狩野・岡・向井法律事務所

★今年を振り返って

あっと言う間に12月になってしまいました。今年も色々ありました。

昨年はスタートから残業代請求の労働審判が非常に多かったのですが、今年は落ち着いたスタートで、残業代請求の労働審判はあまりありませんでした。このまま行くのか?と思いましたが、そうは思い通りにいかず、後半にかけて残業代請求の労働審判が増えました。残業代請求事件が労働審判の中で調停で解決することがほとんど(というより専ら)であることは昨年同様です。違いというと、私が担当した事件としては、昨年は運送業の残業代請求事件が多かったのですが、今年は飲食業やサービス業といった幅広い業種で残業代請求事件が起こったということでしょうか。

運送業では長時間労働になってしまいうことが多く、残業代請求の対象になることが多かったのですが、ほかの分野でも長時間労働がみられるところでは、残業代請求事件が頻発するリスクがあるということでしょう。

もう一つ、今年の特徴としては団体交渉出席の依頼を受けて団体交渉に出

席することが多かったということがあげられます。私だけでなく、事務所の弁護士全員を合わせると相当な数の団体交渉に出席していると思います。

組合加入者が増えているというニュースもありましたし、一方で団体交渉に出席する弁護士はそれほど多くない(あまり出たがらない)という事情もあるのかもしれませんが。先日、弊事務所の事務所セミナーで講演をくださった管理職ユニオンの設楽さんも、最近では組合加入者が増えていると言われていました。

手前味噌になりますが、設楽さんの講演は大変ご好評いただきました。長年の経験と人柄があるからこそ、あのようリアルで面白い話ができるのだと思いました。最近では自分の利益ばかり追及する労働者が多くなって困るとか、過去のことより将来どのように改善していくかが大事などの話は、我々の考えと同じで、大変共感できました。

また、設楽さんの話を聞いて、団体交渉においては、使用者側ももっと自信とプライドをもって臨んだ方がいいと感じました。団体交渉の会場のセッテ

ィングで、使用者側が自分達の机と組合側の机をかなり離してセッティングしたのに、組合側が机を勝手に前に出して距離を縮めてしまったエピソードを話され、そういうことがあったら、使用者側は、我々がセッティングしたものを勝手に動かすな！と言うべきだという話は、実際に組合が机を動かすのを黙って見ていたことがある私としては目から鱗が落ちました。実際にはそのようなことはなかなか言えないでしょうし、そう言われて「よくぞ言った！」と言ってくれそうな組合の方は設楽さんくらいのような気がしますが。

また、会社の団体交渉出席者は、どうしても仕事でやらされているという思いがあるのかもしれませんが、知識や経験の点で組合に劣ると思っているからかもしれませんが、どうしても積極的、強気になれないというところもあるのではないのでしょうか。

団体交渉といえば、先日の団体交渉で思ったことを最後にお話ししたいと思います。会社側としては、組合の要求・主張にも一理あると思った場合でも、会社側の事情として組合の要求・主張に対しては反対の立場をとることがあります。

私は会社の担当者の方に、組合の主

張には理由がないとか、組合は(どのように解決しようとか)何も考えていないとか、申し上げることがありますが、組合側も同じように思ったり、会社側は何をを考えているんだ？と思うことがあるのかもしれませんが。そう思ったのは、会社側が組合の要求・主張にひたすら反対している時は、組合側は大声で会社側を非難するようなことを言っていました。会社側が全体解決するのであればここは譲歩できるといった話をしたときに、急にトーンが変わって、そういうことであれば・・・と柔軟な姿勢に変わったことがあったからです。話が平行線、膠着状態のときに、会社側としてはこのような解決を考えているといった方向性を示すことによって、解決に向けて話が進むことがあるのだと実感しました。

もっとも、このような話し合いができるのは、組合側の要求・主張にある程度合理性がある場合ですので、常にどの組合でもそうなるとは限りませんので・・・。

今年のニュースレターは本号でおしまいです。来年も引き続きよろしくお願ひ致します。それでは皆様、良いお年をお迎えください。